

中小企業政策審議会企業制度部会

「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」概要

平成15年11月

中小企業庁

中小企業が準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにするため、昨年6月「中小企業の会計」がとりまとめられた。今般、これを普及・定着し、中小企業の会計の質の向上を図っていくための具体的な取り組みについて議論するとともに、「固定資産の減損に係る会計基準」の中小企業への適用について審議し、「中小企業の会計」の改訂を行った。

1. 中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みについて

・ 中小企業の会計の質の向上の重要性

中小企業の会計の質の向上は、デフレ経済下で、これまでのように担保や保証に過度に依存できない資金調達環境において、これらに代わる信用力となりうるものとして極めて重要。

・ 中小企業の会計の質の向上に向けて実行していくべき事項

1) 「中小企業の会計」の改訂を適切なタイミングで行う

企業会計基準の動向等を踏まえて適宜改訂を行い、中小企業が目指すべき「中小企業の会計」を常に明らかにする。

2) 経営者等における理解を深める

3) 中小企業の会計をチェックするサービスを発展させる

コスト的に利用可能であり、かつ、債権者等決算書を活用する者のニーズに対応できる信用あるサービスを発展させる。

4) 金融機関等によるインセンティブを構築する

会計の精度が高い中小企業に対する金融機関によるメリット付与が重要。特に、保証や担保に頼らない融資メニューの整備等が期待される。

5) 制度面等での環境整備を図る

中小企業の会計処理に影響を与えうる税制等の見直しを適宜行う。

2. 「中小企業の会計」の見直し： 固定資産の減損会計基準の適用について

[結論] 「中小企業の会計」においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく会計処理は、その採用を義務とする必要はない。

[理由] 手続上の負担が過大、監査がない中で恣意性が排除できない、経営状況の変動が大きく、一時の状況での減損認識は不適當、一般投資家からの資金調達がなく、ユーザーからのニーズに乏しい。